

士別市みんなでささえる手話言語条例（案）について【概要版】

1 背景

手話は、手や指の動き、表情を使い視覚的に表現するものであり、音声言語である日本語と同様に一つの言語で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法においても手話は、言語として位置づけられています。

手話条例等の制定は、本年9月現在で、全国の542自治体、道内では30自治体が制定し、手話を一つの言語とする理念のもと、手話の普及や使いやすい環境づくりに取り組んでいます。

市は、手話が言語であることを理解し、手話を必要とする人が安心して生活できる環境を整えることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく共生社会の実現にむけて取り組むため、「士別市みんなでささえる手話言語条例（以下「条例」という。）」を制定します。

2 策定経過

条例（案）は、聴覚障がい者とその支援者との協議をふまえ策定したもので、「名称」や「手話表現の前文」は、聴覚障がい者とその支援者自らが考えたものです。

年月日	会議等	内容
令和6年9月～	士別手話サークル及び聴覚障がい者との協議	延べ7回
	士別要約筆記サークルとの協議	
// 12月9日	庁議	条例（案）について
// 12月13日	士別市議会代表者会議	
// 12月23日	士別市自立支援協議会	
令和7年1月6日 ～2月4日	パブリックコメント	

3 各条文について（解説）

【条例名】

本条例の名称は、聴覚障がい者やその支援者自らが考えたもので、地域をともに創っていく共生社会の実現にむけて、手話を必要とする人とその関係者だけではなくて、市民みんなでお互いを支え合いながら取り組むべきであるとの思いを込めて、「土別市みんなでささえる手話言語条例」としました。

【前文】

前文では、手話は音声言語である日本語と同様に一つの言語であるとの認識を示すとともに、本条例のめざすべき姿を表しています。

手話は、日本語の代替物ではなく、独自の言語であり、手話を必要とする人が自分らしく生きていくうえで、命にもかかわる、かけがえのないものです。

前ページの「1 背景」でも触れたように、「障害者の権利に関する条約」第2条では、「手話は言語である」と定義されており、平成23年8月に改正された「障害者基本法」においても、第3条で「言語」には「手話を含む」と明記されました。

また、平成28年4月からは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「障害者差別解消法」が施行され、障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が義務付けられるなど、手話への理解促進や手話を使いやすい環境整備等の取り組みが求められています。

そこで、手話を日本語同様にひとつの言語として位置づけし、手話を必要とする人が安心して暮らすことのできる環境を整えることで、地域共生社会の実現にむけて取り組みを進めるため、理念条例として本条例を制定することとしました。

また、前文に手話表現による文面を加えることで、手話を必要とする人が条例制定の趣旨をより理解しやすくなるように工夫しました。

【目的（第1条）】

本条は、本件条例の内容を総括的に示すとともに、条例の目的を定めています。

手話についての基本理念を定め、市の責務及び市民・事業者の役割を明らかにしながら、手話に関する施策を推進します。

【基本理念（第3条）】

本条は、手話に関する基本理念について定めています。

「手話は日本語と同様に一つの言語である」との認識のもと、手話に関する施策を推進することで、第1条に定める地域社会の実現をめざします。

【市の責務、市民・事業者の役割（第4～6条）】

本条は、基本理念に基づき、市・市民・事業者がそれぞれ担うべき役割について定めています。

市	市民	事業者
・手話に対する理解及び普及 ・手話を使いやすい環境整備	・手話への理解を深める ・施策への協力	・利用しやすいサービスの提供 ・働きやすい環境整備

【施策の推進（第7条）】

手話に関する様々な施策を推進することで、手話を使用することで好奇の目にさらされることや、手話による情報が得られず集団への参加がかなわないといった、社会的な障壁によって分け隔てられることのない、全ての市民が共に生きることのできる地域社会が実現することをめざします。